

平成28年4月1日診療分から

# 鹿沼市こども医療費助成の現物給付が 中学生まで拡大します

制度改正に伴い、小学生・中学生の『こども医療費受給資格者証』が新しくなります。  
平成28年4月1日診療分から、同封の『こども医療費受給資格者証』をご使用ください。

※平成28年3月31日診療分までは今までの助成方法のとおりです。  
受給資格者証も今までのものをご使用ください。

※今までの受給資格者証は4月1日以降に処分してください。

## ◆ 変更内容 ◆

★平成28年4月診療分から、小学生・中学生のお子さまが、栃木県内の医療機関等を受診する際に、今回お送りした受給資格者証（オレンジ色のカード）と健康保険証を、医療機関等の窓口で提示することで、保険診療分が無料になります。（食事療養費、保険適用外は自費です。）

★月額上限500円の自己負担を鹿沼市が負担します。

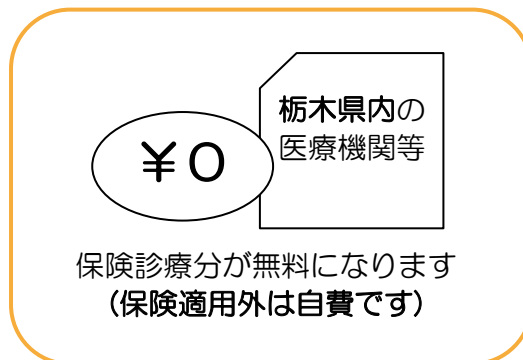
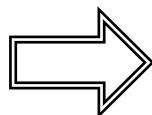


平成28年3月31日まで			
年齢区分	栃木県内	栃木県外	受給者証の色
未就学児	現物給付	償還払い	ピンク
小学生 中学生	償還払い		パープル



平成28年4月1日から			
年齢区分	栃木県内	栃木県外	受給者証の色
未就学児	現物給付	償還払い	ピンク
小学生 中学生	現物給付	償還払い	オレンジ

## ◆ 利用方法 ◆



※平成28年3月受診分までの助成方法は、今までと変更ありません。

## ※裏面もご覧ください

## ◆ 注意点 ◆

- ★受給資格者証を提示しない場合や、県外の医療機関等を受診した場合は、償還払いとなります。医療機関等窓口で医療費をお支払いいただき、翌月以降、助成申請してください。
- ★健康保険が適用とならないもの(選定療養費、予防接種、薬の容器代等)や入院時食事療養費本人負担分、(独)日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけがや疾病については、助成の対象外となります。



## ◆ 変更の手続き ◆

住所、氏名、健康保険証の内容、振込口座などに変更があったときは、変更届の提出が必要です。  
印鑑、受給資格者証、お子さまの健康保険証などをお持ちのうえ、市役所またはコミュニティセンターでお手続きください。

問い合わせ先

鹿沼市保健福祉部  
こども家庭課 こども給付係  
市役所⑫窓口  
TEL 0289-63-2172

## ◇◆◇医療機関等の適正受診にご協力をお願いします◇◆◇



軽い症状でも休日や夜間に病院の救急外来を受診する方が増えています。

このため、救急外来が混み合い、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすことが心配されています。また、休日や深夜の診療費には、割増料金が加算され、高い医療費を支払うこととなります。

つきましては、救急外来は緊急時以外の受診を避け、軽い症状の場合は、できるだけ平日昼間の診療時間内に受診くださいますようお願いいたします。

また、夜間、休日の急な病気は、まず、『休日夜間急患診療所』、『休日急患歯科診療所』または、下記の電話相談窓口等をご利用いただきますようお願いいたします。

### 休日夜間急患診療所 休日急患歯科診療所

住所／鹿沼市貝島町5027-5

診療時間		月・水・金	日・祝
※受付は終了時間の30分前までです。 ※受診前に電話でお知らせください。 ☎0289-65-2101			
小児科 内科	昼間 午前10時～12時 午後1時～5時	—	●
	夜間 午後7時～10時	●	●
歯科	昼間 午前10時～12時 午後1時～5時	—	●

### とちぎ子ども救急電話相談

(栃木県が行っている電話相談です。)

相談時間：

月曜日～土曜日 午後6時～翌朝8時

日曜日・祝休日 24時間(午前8時～翌朝8時)

電話番号：局番なしの **#8000**

携帯電話やプッシュ回線以外の場合は、  
028-600-0099  
でご利用いただけます。

相談内容：お子さまの急な病気やけがに関する相談  
(慢性疾患や育児相談には応じられません。)

### こどもの救急(<http://kodomo-qq.jp/>)

公益社団法人日本小児科学会の『こどもの救急』のホームページです。